

新型コロナウイルス感染症の関連情報

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

湖北省武漢市で発見された新型コロナウイルスに関する参考情報をお知らせいたします。

□ 新型コロナウイルス感染症について

- ◆ 新型コロナウイルス感染症は、急性の呼吸器感染症である。湖北省武漢市衛生健康委員会によると、2019年12月以降、同市では原因不明の肺炎患者が発生し、2020年1月7日、世界保健機関（以下、WHO）は中国当局が新種のコロナウイルスを検出したと発表。その後、同ウイルスと関連のある感染例は中国域外でも複数の国・地域で確認されている
- ◆ WHOは1月30日、専門家による緊急委員会を開き、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）」に当たると宣言。日本の外務省が湖北省に対して感染症危険情報「レベル3」を発令するなど、各国政府が中国への渡航制限を実施している

□ 感染状況（2月10日午後12時時点）

- ◆ 中国国家衛生健康委員会（衛生当局）の発表統計によると、2020年2月10日午前0時～午後12時、31省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団において新たに確認された感染例が2,478例（湖北2,097例）、新規増加した重症例が849例（湖北839例）、新規増加した死亡例が108例（湖北103例、北京、天津、黒龍江、安徽、河南各1例）、新規増加した感染疑い例が3,536例（湖北1,814例）
- ◆ 同日新規増加した治癒退院例が716例（湖北427例）、経過観察を解除された濃厚接触者が26,724人
- ◆ 2月10日午後12時時点、31省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団において、確認感染例が37,626例（うち重症7,333例）、感染疑い例が21,675例、経過観察されている濃厚接触者が187,728人
- ◆ 2月10日午後12時までに報告された感染例が累計42,638例¹、治癒退院例が累計3,996例、死亡例が累計1,016例、特定された濃厚接触者が累計428,438人

¹ 報告感染例（累計）＝確認感染例＋治癒退院例（累計）＋死亡例（累計）

□ 中国当局関連

◆ 中央政府および地方政府は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出勤再開や、一部都市からのUターン者に係る隔離措置を発表している。その内容は下表のようにまとめられる

◆ 感染者数や政府動向等に関する情勢は刻々と変わっているため、ご注意されたい

【図表 1】 主要都市における新型コロナウイルスに関する施策

地域	「出勤再開」関連			都市Uターン者に係る隔離措置			
	文書名称及び公布時期	出勤再開時期	備考	文書名称及び公布時期	隔離対象	隔離期間	備考
全国	感染症の科学的予防・抑制の着実な強化、企業の出勤・操業再開活動の系統的かつ適切な遂行に関する通知 (2020.02.08)	春節後のUターン及び出勤・操業再開後の感染予防・抑制活動を着実・適切に遂行し、人民の生命・安全及び健康を保証し、かつ遅滞なく出勤・操業再開後の問題などを協調して解決し、可能な限り早期に通常生産に戻す	段階的、秩序だったピークオフ方式によるUターン・職場復帰を推進し、分類別グループ別出勤・操業再開案を統一的に調整・策定する 重要な国家経済・人民の生活に係る分野については、条件が整い次第、速やかに出勤・操業を再開し、重大プロジェクトや重点プロジェクトに係る従業員は速やかに職場復帰し、可能な限り早期に操業を開始する	国務院联防联控機制による記者会見 (2020.02.10)	重点地域からのUターン者	14日間の在宅医学観察を行う	湖北省以外の地域からのUターン者につき、14日間の在宅隔離実施有無に関しては、戻った後、各自が該地域の関連政策を把握すること
上海	本市企業の出勤再開及び学校の新学期始業の延期に関する通知（上海市人民政府、2020.01.28）	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業を除き、確かに業務上の必要性により、近日、上海に戻る者に対し、各関係部門及びその所属する企業は検疫検査、健康・予防につき強化しなければならない	来滬（返滬）人員健康管理告知書 (2020.02.04)	疫病感染源との接触歴（湖北など重点地域での居住歴・渡航歴、重点地域の発熱・呼吸器系症状がある者との接触歴、新型コロナウイルスに感染した肺炎症例との接触歴などを含む）を有する者	14日間の在宅観察もしくは集中観察を行う	全ての上海市にきた者（戻った者）は本市到着後、所在するコミュニティ（社区）、職場、ホテルなどの滞在場所へ自主的に届出る

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

地域	「出勤再開」関連			都市Uターン者に係る隔離措置			
	文書名称及び公布時期	出勤再開時期	備考	文書名称及び公布時期	隔離対象	隔離期間	備考
北京	新型コロナウイルス感染による肺炎流行の予防・抑制期間における本市企業の柔軟な業務手配に関する通知（北京市人民政府、2020.01.31）	2月9日24時まで ・本市行政区域内における感染予防・抑制、都市運営、市民生活に必要な不可欠な企業、重点プロジェクトに係る建設工事、その他の重要な国家経済・人民の生活に係る企業は、従業員が正常に職場へ出勤するよう手配しなければならない ・その他在宅勤務につき条件を備えている企業は、従業員が電話やネットワークなどを通じた柔軟な方法により業務を遂行するよう手配しなければならない	在宅勤務手配につき条件を備えていない企業は、従業員の時差出勤やフレックスタイムなどの方式を柔軟に採用し、従業員が一堂に会したり、集中したりするような状況を引き起こしてはならない	「四方責任」を着実に遂行し、より厳格な重点人員・場所及び単位における新型コロナウイルス感染による肺炎流行の予防・抑制活動に関する通知（北京市人民政府弁公庁、2020.01.27）	北京市に戻る前の14日間に、湖北省滞在歴や渡航歴または湖北地域の人と接触歴がある者	北京市に到着後14日間の監督性医学観察を受ける	国内のその他地域から北京市へ来た者は、航空、鉄道、長距離旅客輸送等の事業者や道路入京検査ステーションのサービス管理に従い、自主的に検温実施に協力する。体温が正常な者は、北京市到着後14日間、毎日朝と夜に自主的に検温と健康状態の観察を行い、外出時はマスクを着用し、個人予防に努めなければならない 発熱、倦怠感、咳などの症状が現れた場合は、速やかに近くの医療・衛生機関に行き発熱外来にて診察を受けなければならない
大連	大連市新型コロナウイルス感染の肺炎疫情防控指揮部令第3号（2020.01.31）	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業は例外とする	大連市新型コロナウイルス感染の肺炎疫情防控指揮部令第4号	外地から戻った者	大連市に到着後、自主的に14日間の在宅観察を行う	空港、鉄道駅、港湾、国道から大連市に到着した全ての者は、事実に基づき《来連人員健康申報書》に記載しなければならない。 外地から大連市へ戻った者は、自主的にコミュニティ、職場に届出を行い、監督を受けること
青島	省内企業の出勤再開延期に関する緊急通知（山東省人力資源・社会保障庁、2020.01.30）	2月10日午前0時以降とする	公共事業の運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業を除き、企業従業員は出勤再開において必ず関連部門及び企業の感染予防・抑制活動の着実に遂行に協力しなければならない	青島市疫情防控指揮部が全市に公布する12項の重要予防・抑制措置（2020.02.05）	疫病感染源との接触歴（湖北省などの重点地域での居住歴・渡航歴、重点地域の発熱・呼吸器系症状がある者との接触歴などを含む）を有する者	青島市に到着後、14日間の在宅観察を行う	要求に基づき、自主的に報告しない、故意に事実を隠すもしくは関係部門による調査、隔離に対し協力を拒む者は、法に基づき制限措置を採り且つ責任を追及する

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

地域	「出勤再開」関連			都市Uターン者に係る隔離措置			
	文書名称及び公布時期	出勤再開時期	備考	文書名称及び公布時期	隔離対象	隔離期間	備考
蘇州	感染予防・抑制期間における企業の安全・秩序ある出勤再開の着実な遂行に関する通知（市疫情防控指揮部企業防控組、2020.02.07）	江蘇省内の各種企業の出勤再開は、2月10日午前0時以降とする	公共事業の運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業を除き、現在、湖北省、浙江省温州市・台州市などの重点疫病発生地域や重点観察地域に滞在する者に対し、一律に本市への流入を禁じ、疫病注意喚起解除前に蘇州市に戻り出勤再開してはならない。すでに蘇州市に戻っている者は、各地の要求に基づき在宅隔離或いは集中隔離措置を行い、健康条件を満たした場合、秩序をもって職場復帰する	蘇州市の新型コロナウイルスによる肺炎流行の予防・抑制活動に関する通告第6号（2020.02.03）	直近2週間以内に、湖北省、浙江省温州市等重点疫病発生地域での滞在歴・渡航歴・居住歴がある者、直近2週間以内に、湖北省、浙江省温州市等重点疫病発生地域から来た者と接触し且つ発熱・咳などの症状がある者、身の回りに新型コロナウイルスによる肺炎感染症確定患者、感染が疑われる患者や、複数の者が相次いで発熱・咳などの症状があらわれている者、その他疑わしい症状がある者	14日以上の上の隔離医学观察を行う	鉄道駅、交差点、村（コミュニティ）、企業・事業単位などの場所で、規定に基づき健康状態の検査を受け、関係情報を自主的に登録しなければならない
合肥	企業の出勤再開及び学校の新学期始業の延期に関する通知（合肥市人民政府弁公室、2020.01.30）	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業は例外とする 市内各級各種類の学校は2月17日以降に始業開始とする	来肥（返肥）人員健康管理通告（2020.02.06）	疫病感染源との接触歴（湖北など重点地域での居住歴・渡航歴、重点地域の発熱・呼吸器系症状がある者との接触歴、新型コロナウイルスに感染した肺炎症例との接触歴などを含む）を有する者	14日間の在宅観察もしくは集中観察を行わなければならない	全ての合肥市にきた者（戻った者）は、本市の交通出入地点や駅・埠頭を通過する際、検温に協力しなければならない

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

地域	「出勤再開」関連			都市Uターン者に係る隔離措置			
	文書名称及び公布時期	出勤再開時期	備考	文書名称及び公布時期	隔離対象	隔離期間	備考
天津	天津市における企業の出勤再開及び学校の新学期始業の延期に関する通知 (2020.01.30)	暫く出勤再開せず	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業を除き、出勤再開、新学期始業の具体的な時期は事前に通知を行う	天津市防控指揮部による7方面30条の強化措置の発表	湖北省から天津市へ来た者、疫病の比較的深刻な地域から天津市へ来た者	14日間の隔離健康観察を実施。外出を控える	<u>濃厚接触者及び非常に感染が疑われる者</u> に対し、厳格な隔離医学観察を行う
無錫	企業の出勤再開延期に関する通知 (江蘇省政府弁公庁、2020.01.28)	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業を除き、 <u>重点地域から来た者、同地域へ渡航した者、その濃厚接触者は</u> 、規定に基づき一律に医学観察、隔離などの措置を厳格に実施し、各自の責任を持ち、漏れなくカバーすること	感染予防・抑制期間における外来人員流動管理・コントロールの更なる強化に関する通告(無錫市疫情防控指揮部、2020.02.07)	無錫市の身分証を保有しておらず且つ本市滞在を登録していない者、湖北省、浙江省、広東省、河南省、湖南省、安徽省、江西省等の重点疫病発生地域からの出稼ぎ労働者	無錫市へ来ることを一時的に見合わせる	該当者が無断で無錫市に来た場合、一律に元の居住地・滞在地へ戻るよう勧告する
広州	企業の出勤再開及び学校の新学期始業時期に関する通知 (広東省人民政府、2020.01.28)	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業、香港・マカオ向け及び特殊な状況により緊急に出勤再開が必要な企業を除き、幼稚園、小中学校、高校の始業時期は2月17日以降、大学、専門学校などの始業時期は2月24日以降とする	社区及び農村の感染予防・抑制活動の更なる強化に関する通告第3号(広州市防控新型冠状病毒肺炎疫情防控工作指揮部、2020.02.07)	直近14日間において重点疫病発生地域から広州市へ来た全ての者	14日後に症状がない場合は観察解除可	広州市に到着した者は、当日に報告しなければならない。現時点で重点疫病発生地域に滞在する者は、省重大突発性公共衛生事件1級対応措置が解除されるまで広州市に戻ってはならない

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

地域	「出勤再開」関連			都市リターナーに係る隔離措置			
	文書名称及び公布時期	出勤再開時期	備考	文書名称及び公布時期	隔離対象	隔離期間	備考
深セン	企業の出勤再開及び学校の新学期始業時期に関する通知（広東省人民政府、2020.01.28）	2月10日午前0時以降とする	都市運営、感染予防・抑制、市民生活に必要な不可欠な企業、その他重要な国家経済・人民の生活に係る企業、香港・マカオ向け及び特殊な状況により緊急に出勤再開が必要な企業を除き、幼稚園、小中学校、高校の始業時期は2月17日以降、大学、専門学校などの始業時期は2月24日以降とする	来深人員告知書（深セン市新型コロナウイルス感染肺炎疫情防控指挥部弁公室、2020.02.02）	疫病の発生地域から深セン市に来た者	14日間の在宅観察もしくは集中観察を行う	その他地域から深セン市に到着した者は、本市到着後14日間の医学観察を受ける
武漢	湖北新型コロナウイルス感染による肺炎流行の予防・抑制活動定例記者会見（2020.01.29）	2月14日午前0時以降とする	-	-	-	-	-

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性または完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。